

男女共同参画



パパのための ワーク・ライフ・バランス

「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事と私生活とが調和あるいは両立している状態をさします。一人ひとりがやりがいや充実感を得ながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などでも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会のことで、今月は、男性目線での仕事、子育てなどワーク・ライフ・バランスについて考えます。

問い合わせ先…企画政策課 男女共同参画推進室 男女共同参画係
TEL: 474-1111 (内線250・258)

仕事も子育ても楽しもう

仕事も子育ても、どちらも充実させたい、どちらも楽しみたい、そんな価値観を持つパパたちが増えていきます。

しかし、「働き盛り」と「子育て盛り」の時期は同時進行することが多いため、現実には仕事の事情で子どもと関わる時間を十分に取れないというパパも多くいます。

子育て期間中には、今しかできないこと、今だからできることがたくさんあり、パパが子育てに関わることで下のようなメリットもあります。

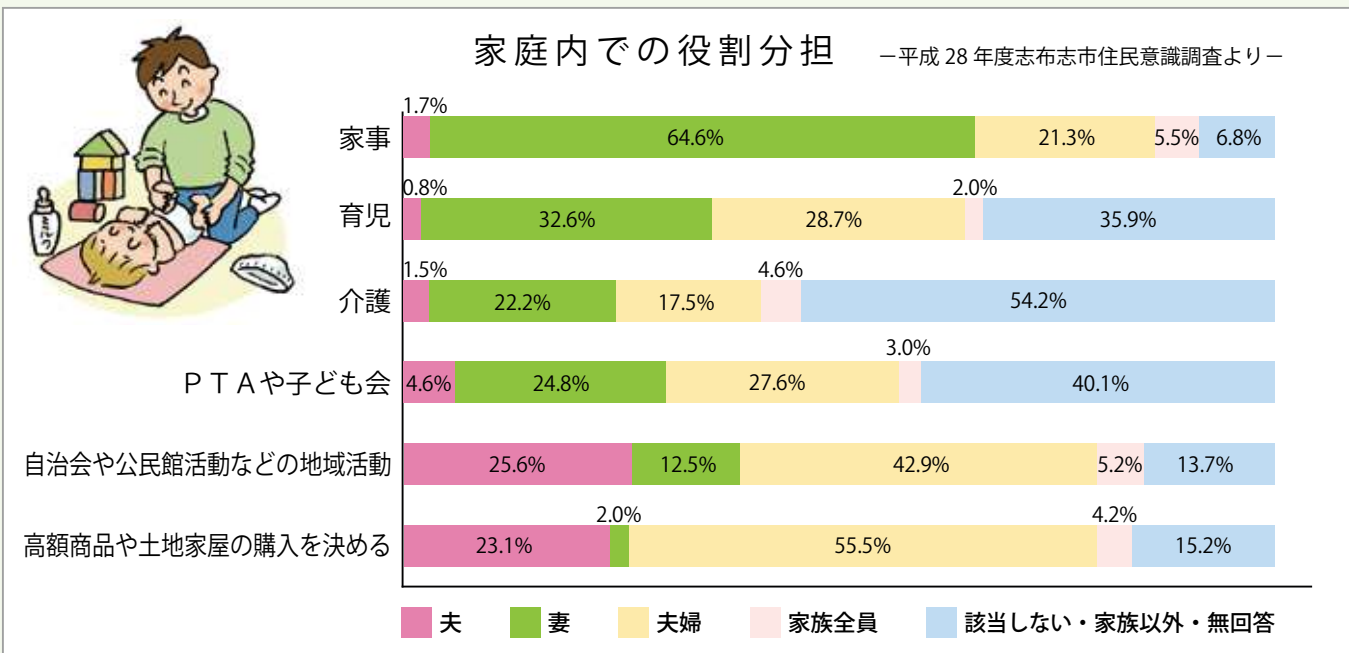
夫婦で話し合いながら、自分らしい子育て期のワーク・ライフ・バランスをデザインしてください。

家事と育児、どれくらいやっていますか？

日本の男性の家事・育児への参画時間は諸外国と比べて短くなっています。6歳未満の子どもがいる家庭では1時間強であるとの調査結果もあります。もちろん、男性も育児休暇を取得したいと考えていますが、実際の取得率は2%程度と低水準です。女性の83%と比べると、やはり大きな男女差があることがわかります。(参考:内閣府男女共同参画局ウェブサイト)

次のグラフは、平成28年、志布志市の「男女共同参画・DV・女性活躍推進に関する住民意識調査」の「家庭内での役割分担」についての調査結果です。やはり、家事・育児は女性の負担が大きくなっています。

しかし、多くの職場で男性も育児休暇が取得しやすくなったり、長時間労働が是正されれば、男性も育児や家事を分担でき、女性も積極的に働きやすくなるのではないのでしょうか。また、家庭や仕事の場以外にもやり甲斐を感じられれば、きっと男性にとっても女性にとっても、より豊かな人生となるのではないのでしょうか。



家庭が安定する

- 子どもはパパとママの愛情を受けて、健やかに育つことができる。
- 子育ての喜びと苦勞を分かち合うことで夫婦の絆が深まる。
- ママの育児ストレスが減り第二子以降も産みやすい。

仕事に好影響

- 時間意識が高まり、生産性の向上につながる。
- 情報の共有化により、チームワークが高まる。
- 子育てを通じて視野が広がり、新たなアイデアや企画力が磨かれる。

ママが輝く

- 仕事と育児を両立しやすくなり、女性が活躍する場が広がる。
- 「女性の力」が発揮されることで、企業経営にもプラス効果。
- ママが一人で育児の不安やストレスを抱え込むことがなくなる。

活動範囲が広がる

- 子育てを通じて、自分の住む地域に友だちやネットワークができる。
- 自分の住む地域での活動範囲が広がり、自身のよりどころが増える。

イクメンをされている前原さんにインタビューしました

○普段の家事、育児の分担はどうしていますか？
「洗濯やアイロンがけ、交替で皿洗いをしています。育児では、幼稚園への朝の送り届け、お風呂、からだ遊びや寝る前に絵本を読み聞かせています。」

○家事だけでなく育児も、というのは大変では？
「やることは増えますが、夫婦で分担して、夫が得意な育児を見つけて、率先してやると良いかなと思います。大変ですが、子どもの寝顔を見ると疲れも全部吹き飛ばすと思います。」

○子育ての中で意識していることは？
「極力子どもを笑顔で過ごさせてあげることです。笑わせるように夫婦で努め、体を使った運動をしたり、ほめるときに頭を撫でたりハイタッチしたり、小さなことでも良いので、ふれあいの時間を持つようにしています。」

○これからパパになる人に一言お願いします？
「少年時代がもう一度やってくるとって、楽しみにしてほしいです。子ども向けの場所やアニメに詳しくなったり、イベントに並んだり…一見大変そうに見えますが、大人だけでは絶対に行かない場所に出かけるので、少年に戻ったように楽しんでいます。」

○ママからも一言いただきました
「これからも2人で協力して家事に育児に楽しんでいきましょうね。」

育児休業を 取得してみませんか？

◆性別を問わず、育児休業は誰でも取得できます。

育児休業は、子どもが1歳(一定の場合、子が1歳6か月)に達するまでの間、取得することができます。「育児・介護休業法」に定められています。

◆妻が専業主婦の場合や、妻が育児休業中でも、夫も取得できます。

父母がともに育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまで延長されます。(パパ、ママ育児プラス)

さらに、妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度取得することができます。

母体の回復にとって重要な産後8週間に積極的に育児休業を取るとは、夫婦の絆を深めることになるでしょう。

◆公的な経済的支援があります。

育児休業を取りたくても経済的な不安から踏み切れない人もいます。休業開始前の給料の67%を受け取ることができる育児休業給付金などの所得補償や社会保険料の免除などの経済的支援があります。